

Re-thinking of "Public" in a direction and guidance on life

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/2494

生活指導における〈公共〉概念の再検討

Re-thinking of “Public” in a Direction and Guidance on Life

山本 敏郎

Toshirou YAMAMOTO

1. 〈公共〉概念をめぐる議論の混乱

近年の生活指導研究の重要なキーワードのひとつは〈公共〉概念であるが、必ずしもわかりやすい議論になっていない。端的に言えば、〈公と私〉という場合の〈公〉、〈公共性〉、〈公共圏〉または〈公共空間〉¹が渾然一体となって使用されているからである。

生活指導研究の歴史に即して言えば、1980年代半ばまでは、〈公と私〉という領域区分を前提に〈公共〉を論じ、1980年代後半からは生活の共同化にもとづく〈公共性〉の再生を課題とし、近年は〈公共空間〉についての議論が盛んである。しかし近年の〈公共〉概念をめぐる議論がすべて〈公共空間〉に関する議論だというわけではない。〈公と私〉区分の〈公〉、共同性にもとづく〈公共性〉、そして〈公共空間〉という流れで〈公共〉概念が議論されるにあたり、なぜ新しい捉え方が必要なのかが理論的に総括されてないため、〈公〉と〈公共性〉と〈公共空間〉はどういう違いがあるのかがきわめて不明確なまま使用されている。

たとえば、〈公-共-私〉という三項関係で〈共〉の意義を強調する議論がある。これは〈公と私〉という枠組みへの批判をとおして、〈公〉か〈私〉かではなくることのできない、あるいは〈公〉と〈私〉の両方の基底となる〈共〉の意義を強調する議論として提示されたもので、公共空間論のなかからでてきたものではない。後に詳述するが、〈共〉に着目したことには大きな意義があるが、〈公-共-私〉と

いう三項関係でまとめられると、〈公共〉は〈官〉を实体とする〈公〉を意味することになる。〈公〉と〈公共〉の同一視である。

また、最近、山口定や二宮厚美によつてはつきりと指摘されるようになったが、〈公共性〉と〈公共空間〉との混同がある。日本の公共性論に大きな影響を与えたハーバーマスの公共性論の取り上げ方について、次のような指摘がなされている。ハーバーマスの代表的著作の邦訳名は『公共性の構造転換』だが、ここで「公共性」という邦訳が与えられているドイツ語の原語は、Öffentlichkeitである。山口や二宮の指摘に従えば、ハーバーマスの定義に即して邦訳するならば、英語圏での翻訳が〈公共圏〉や〈公共空間〉を意味するpublic sphere, public spaceになっているように、〈公共圏〉または〈公共空間〉と邦訳すべきである²。

このような混乱のなかで求められているのは、〈公〉、〈公共性〉、〈公共空間〉の関係を整理しておくことである。その整理はたんに言葉の意味や使用法の整理にとどまらず、〈公と私〉から〈共同性と公共性〉へ、そして〈公共空間論〉へと議論が移行していく必然性、すなわちこの三つのカテゴリー間の連続性と非連続性を明らかにする必要がある。そうした問題意識から、〈公と私〉、〈共同性と公共性〉、〈公共空間〉を関連づけることが本稿の課題である。

2. 公私二元論と生活指導

(1) 公的領域と私的領域

1980年代半ばまでは〈公と私〉という区別が主流で、〈公共〉はほとんど使われておらず、〈公共〉と〈公〉とはほぼ同じ意味で理解されていた。実践上の呼称としては、公的活動・私的活動、公的グループ・私的グループ、公的リーダー・私的リーダーなど区別されていたが、〈公共〉は公的活動・公的グループ・公的リーダーを意味していた。

〈公共〉と〈公〉とはほぼ同じ意味で理解されたのは、両者とも英語のpublicの邦訳語として用いられていたという事情も反映している。また、近年の哲学・社会学・政治学では「官は何が公共であるかを独占的に解釈してきた」、「行政に独占されていた公共」、「官による公共の独占」などと指摘されるように³、公共とは何かの判断基準や評価基準は、官とほぼ同義の公が決定してきたがゆえに、〈公共〉と〈公〉とが混同されることにもなったといっていよう。たとえば「公共の福祉」という場合、〈公共〉はただちに公権力を意味するのではなく、「みんなの世界」や「全体の論理」を意味するのだが、「みんな」や「全体」を体現するのは国家のみであるという理屈で、「公共の福祉」という場合の〈公共性〉は国家が一手に決めてきた。そして、公害、空港、基地問題などにおいて、「公共の福祉」—全体の利益、みんなの利益—の実現を妨げない範囲において、個々人の人権は尊重される、逆に言えば、個々人の権利侵害は「公共の福祉」の名において受忍されるべきという考え方を生み出した。そうした国家的公共性論にたいして、〈公共性〉の基準を国益ではなく、人びとの共同の利益や権利におき、個々人の人権保障という観点抜きに公共の福祉はありえないという市民的公共の理念を対置させてきたのが1970年代までの社会運動である。このなかすでに〈公〉と〈公共〉を区別すべきという論理が胚胎されていた

ことを確認しておきたい。

さて、〈公共〉と〈公〉を区別するために、まずは〈公と私〉を確認しておこう。

一般的に、家族や友人などの交友、交際、財の購入と消費、レジャー、商品の生産・流通・販売等にかかわる民間企業の営業などが行われる領域を私的領域、議会での議決、役所での決裁、法律・条例等にもとづいて事業が展開される領域を公的領域と区別する。すなわち〈公と私〉とは、社会生活の領域とそこでの活動やその担い手（主体、組織・グループ）を区別するカテゴリーである。実体的に言うと、公立〇〇園、公設の〇〇園というように、〈公〉は国・自治体をさしているし、公文書・私文書と区別するときの〈公〉も国・自治体である。このように公私二分法にもとづく〈公〉とは統治機構（government）としての国や自治体のような権力機構である。

この意味での〈公〉を事業主体としては〈官〉と呼ぶこともできる。通常〈官〉にたいしては〈民〉であり、さらに〈民〉は民間企業と市民に区別される。民営化・民間活力というときの〈民〉、公設民営というときの〈民〉、官から民へというときの〈民〉は民間企業をさす。その点で公・私とは官・民とほぼ同義である。

(2) 官的公共と民間公共

今述べた公と私（あるいは官と民）を学校にあてはめれば、学校（校長）による決定・命令・指揮・監督・執行・評価が行使されたり、その影響が及ぶ領域が公的領域であり、それ以外は私的領域である。学級経営とはこの学校経営の一環（末端業務）として、学級担任が子どもを組み込みながら学校の決定を執行する業務、つまり学校長の統治（government）の代行である—たとえば学校掃除などのように学校の管理経營業務に子どもを携わらせること（下請け、従属的・強制的参加、動員）—。

生活指導は、子どもが学校や学級の管理経営

業務をある程度担っているという事実から出発し、そうであるがゆえに子どもには学校の管理経営に参加する権利があると認識し、管理経営への参加権を行使する主体として自治集団（児童会・生徒会及びその基礎集団としての学級集団）を育てる社会的・政治的実践であった。

その点で生活指導は単純に「公＝官＝権力＝悪玉」という考え方をしているのではない。子どもたちが学校生活を送る上で必要な共通の事柄の存在を前提とし、それをさらに、学校が直接責任をもち子どもたちに担わせることができない活動と、子どもたちが力をつけるにしたい、子どもたちが担うことが可能な活動や任せることができる活動に分けた。そして前者を官的公共、後者を民間公共と呼んだ⁴。

ここで重要なのは、第一に、子どもたちが学校生活を送る上で必要な共通の事柄を公共性を備えた事柄と把握したことである。第二に、その公共性の担い手として官と民を設定することで、公共性を担うのは官（公）だけではないことを明示している点である。第三に、この議論は生活指導実践の課題を民間公共の世界を広げつつ、民主的な公（官）を実現する学校づくりが構想されていた。民が権利として権力の行使に参加していくという展望であった。

（3）生活指導における公と私

だがこの官的公共と民間公共との区別は一部の研究者の間では議論の対象になったが、実践家の間ではあまり影響力をもち、公的領域・私的領域というカテゴリーの方がより強い影響力を持ち続けてきた。

生活指導実践において公的領域というのは、学級の構成員全員に共通する事柄をめぐって、自治集団（学級集団）が何にどう取り組むのかを総会において討議のうえ決定し、リーダー集団の指導のもと、班やグループを主要な活動単位に決定内容を実践し、実践の結果を総括するという〈討議－決定－実践－点検－総括〉によって自治集団が活動する領域である。これに

たいし私的領域とは、総会決定という手続きによらず自主的に集まって、学級が抱える課題に取り組んだり、共同で学習会を開いたり、気の合う仲間と遊んだりするという交友・交際の領域である。

指導にさいして重視されたのは公的領域である。とりわけ自治(self-government)を自治集団内における自己指導や自主管理システムとし、〈討議－決定－実践－点検－総括〉というスタイルが重視された。具体的にいうと、自治集団が総会（学級総会）で決定したことが公的な決定、編成された班が公的な班、選ばれたリーダー（班長）が公的なリーダーというように、総会における決定という手続きをふまえたものに〈公的〉という形容詞が与えられてきた。したがって総会における決定という手続きを踏まえないものは〈私〉であった。

さらに、総会における決定という手続きをふまえれば〈公〉であったため、決定内容が学校の管理経営上必要なことか子どもたちの学校生活上必要なことなのか曖昧にされ、両者ともに〈公的活動〉として括られることになった。そのため、自治(self-government)は、本来的には支配的な権力に対抗して自らの必要と要求にしたがって共同的な生活をつくっていく自律的な運動なのだが、自ら進んで学校経営に参加協力する翼賛化の危険性を孕んでいた。だから、厳密に言えば総会における決定という手続きをもって〈公的〉といい、その決定内容が自らの生活の必要によるものではなく、学校の管理経営の必要によるものであれば、その〈公〉は〈public〉な公ではなく、〈official〉な公（官的公共）と呼ぶべきであろう。

（4）二つの自治概念—“self-government” と “Selbstverwaltung”

これには近代日本における自治という用語の使用法とも関係がある。日本語の自治は英語では“self-government”、ドイツ語では、“Selbstverwaltung”があてられる。しかし両

者は必ずしも同じ意味ではない。英語の“self-government”には自由・権利・民主制(政)というニュアンスが含まれるが、ドイツ語の“Selbstverwaltung”はそうではない。ドイツ語の“Verwaltung”は行政や管理という意味で、英語では“administration”に相当する。英語の“government”に相当するドイツ語は“Regierung”である。だからドイツ語の“Selbstverwaltung”には自己を統治するという意味はなく、中央政府による行政行為とは異なる地方行政事務という意味である。

石田雄によれば、明治憲法体制確立期において、中央レベルでの自治(国民主権、国民による自己統治)を否定して中央集権を確立し、自治を集権的な中央政府の指揮下での地方行政という意味の地方自治に限定した言葉として“Selbstverwaltung”が採用されたということである。つまり、自治は自らが自らを統治する行為としてではなく、自ら中央政府による統治に協力するという意味で用いられているのである⁵。

自分たちの生活上の必要や要求にもとづくものではなく、学校の管理経営上必要なしごとを〈公的活動〉として担い、それを自ら進んで行うのは、“Selbstverwaltung”としての自治である。ここには、明治以来の日本における統治や行政に関する伝統的な考え方が反映しているのかもしれない。

生活指導実践はそういう自治概念との闘いであつたはずだ。子どもたちは原理的には学校の管理経営上必要なしごとを拒否できるが⁶、実際には拒否しにくいという現実から出発しつつ、管理経営のしごと(掃除)を上手くできるようになるために集団づくりをするのではなく、学校の管理経営活動をとおして自治集団の自己指導と自己管理を育て、権利として学校の管理・経営に参加させて行くという構想のなかには、“self-government”としての自治の思想が表現されている。

こう見てくると、公的領域と私的領域とを区

別し、公的領域を重視するという実践や考え方は修正を必要とする。公的領域では何を取り組みの課題なのか(公共性の有無)、だれがその課題の解決に責任を負うのか、誰が参加しうるのかということが不問に付されるからである。人びとにとってほとんど利益のないことがらが決定され、その遂行に人びとが動員されることは日常茶飯事である。単純な公的領域重視論では、これを批判することができないばかりか、かえってとりこまれてしまう。

3. 生活の共同化論と〈公共性〉

(1) 〈共同性〉と〈公共性〉：事業の性格としての公共性

生活指導研究において、〈公共性〉が自覚され始めるのは1990年前後のことである。『新版 学級集団づくり入門』において、生活指導が「生活の共同化」をめざす運動として再定義され、〈共同〉が一気に生活指導のキーワードとなった。公と私の二分法との関係では、〈公と私をつなぐ共同〉、〈公と私の基底としての共同〉、〈公でも私でもない共同〉などが主張された⁷。

つまり、組織的に決定されたこと(公)か組織的な決定ではない約束や合意(私)かということよりも、人びとの共通の利益(人権、いのち、くらし、育ち、学びなど)を保障する民主主義の理念としての〈公共性〉、それを具体化した事業が持つ性格としての〈公共性〉、それを提供する主体(セクター)が議論された。

1980年代半ばから1990年にかけては、中曽根内閣以来、三公社の民営化に始まり、国や自治体が医療・福祉・教育にかかわる財政負担と責任を軽減するいわゆる「小さな政府」を標榜して営利企業(市場セクター、民間営利部門)の参入やボランティア(地域・家庭)への丸投げ、すなわち新自由主義政策を推進していた時期である。

このときに改めて国や自治体が担うべき公的

責任としての〈公共性〉が問われることとなり、いのち、くらし、育ち、学びの商品化・市場化に対抗する理念として医療・福祉・教育の〈公共性〉が対置された。そのさい、〈公共性〉は市民の共同性にねざすべきであるという点が改めて確認されることとなった。

つまり、国家が国家利益の追求という観点から〈公共性〉の基準を決め、事業を起こし、展開する国家的公共性論にかえて、ひとびとの共同の利益や人権にもとづいて〈公共性〉の基準は決められ、事業が展開されるべきだという市民的公共性論、あるいは共同性をふまえた〈公共性〉という議論が生み出されていく。

ただし、この事業の性質としての公共性は理念的カテゴリーであるため、生活指導実践において、活動や組織という目に見える実体のあるものとしては具体化するの難しかった。共同を生活指導実践のタームにする努力は行われたが、組織的な活動としての〈自治〉にたいする非組織的な活動としての〈交わり〉とほぼ同じ意味で用いられることが多かった⁸。

(2) 公共性を担う事業主体：公共部門－民間営利部門－民間非営利部門（公的セクター－市場セクター－共同セクター）

〈公共性〉を担う責任が国や自治体にはあるのは当然だとしうえで、公共性のある事業の主体、サービス提供や事業の主体は誰なのかという議論も展開される。

表現に微妙な違いはあるが、公共部門（公的セクター）、民間営利部門（市場セクター）、民間非営利部門（共同セクター）という区別がもっともオーソドックスな区別である。公共部門は国や自治体、民間営利部門は民間企業、民間非営利部門とは市民団体・ボランティア・協同組合などをさす。

〈公共〉ということばのわかりにくさはこのあたりから顕著になってくる。三セクター（部門）論では、〈公共〉は〈公〉＝〈官〉としての国や自治体であり、事業の公共的な性格とい

う意味では使われていない。そのため公的セクター（公共部門）という主体が担う事業が公共事業、公的セクター（公共部門）という主体が提供するサービスが公共サービスということになる。この場合公共は公私二分法の〈公〉とまったくかわらない⁹。たとえば公共事業がそうである。公共事業の〈公共〉は明らかに事業主体としての国である。

そうであるがゆえに、民間営利部門（市場セクター）、民間非営利部門（共同セクター）が提供する公共サービスという発想が生まれにくい。そのため、公的セクター（公共部門）が提供していたサービスを、民間営利部門（市場セクター）が取って代わるようになると、いきなり公共サービスではなくて商品となる。また実際には、民間非営利部門（共同セクター）によって提供されている公共的な性格をもっているサービスが民間部門が提供する私的なサービスとしか認知されなくなる。

このように、サービス提供主体を三つに区分し、そのひとつを公共部門と名づける発想では、〈公共〉は〈官〉という意味での〈公〉と同じになる。

(3) 公－共－私

この三セクター論と類似しているが、公私二分法に変えて、〈公・共・私〉という三分法を主張する議論もある。この議論の特徴は、公と私の間、〈公〉でも〈私〉でもない〈共〉をいれたことである。そのことの意義は、第一には官を意味する〈公〉と混同されがちな〈公共〉を〈公〉と〈共〉に区別したことである。そうすることによって、〈公共性〉のある事業の主体は公的セクター（官）だけが担うのではなく、共同セクターもまた〈公共性〉のある事業の主体たりうるものが鮮明にされている。

第二に、この場合の〈共〉は〈公〉＝〈官〉から見れば〈私〉＝〈民〉であるから、見方を変えれば、公私二分法の私的領域を〈共〉と〈私〉に分けたと考えることができる。つま

り、〈共〉とは、市民が共通する社会的課題の解決に取り組む領域や組織であり、〈私〉とは個人・家庭のプライバシー（財産、交友関係、嗜好等）にかかわる領域や組織である¹⁰。

このように〈共〉と〈私〉を区別する意義は、公私二分法では、私的領域にたいする公的領域の優位性ゆえにあまり重視されなかった自発的な活動が、〈公共性〉をもった活動として私的領域から発生するということが明らかにされた点にある。

〈公共〉を〈公〉と〈共〉に分けたこと、私的領域を〈共〉と〈私〉にわけたことをあわせて考えると、公と私をつなぐ領域や組織として〈共〉が位置づけられたことがわかる。

さらに〈公・共・私〉というカテゴリーは、組織や人びとの集まりを、公的組織、共同的組織、私的グループ・私的關係として実体化させた記述的カテゴリーとしても用いられる。たとえば、全生研近畿地区全国委員連絡会が言う「共同グループ」はこの〈共〉を実体化・可視化させた組織である。

〈共〉をクローズアップさせて、公共性のある事業の担い手は官＝公だけではなく、市民の共同の組織もまた公共性の担い手であることを強調した点に重要な意義を認めることができるが、このカテゴリーでは、〈公共〉がどこに位置するのかわからない。〈公〉＝〈官〉と〈公共〉をどう区別するかが課題であったはずなのだが、〈公〉と〈共〉を区別した途端、この課題は先送りされ、〈公共〉がどこにあるのかわからなくなってしまう。場合によっては、事業主体の区別と同じく、〈公共〉は国や自治体のような権力機構・統治機構としての〈公〉＝〈官〉に独占されることになってしまわないか。

また、〈公〉と〈共〉を分割してならべた場合、民主的な公、公の民主化の実現とはどのように課題化されるのか。たとえば、「共同グループ」と名づけられたグループは、民主的な公、公の民主化の実現にどのように関与するの

かが明らかではない。

逆の面から見ると、生活の共同化は共同性に根ざした〈公共性〉の再生を主張したということ踏まえると、〈公共〉は〈共〉をふまえた〈公〉と考えることができるが、そうだとするとわざわざ〈公〉と〈共〉を組織の実体で区別しなければならないのはなぜか。〈共〉を剥奪された〈公〉を事業主体や組織として認知する必要はないのではないか。

〈公－共－私〉の当初の意図は、共同化された生活を基底として〈公〉と〈私〉が存在することを明らかにするものであり、〈公〉〈私〉とならぶ第三の領域やセクターの存在を明るみに出すためではない。もし第三の領域やセクターを意味するのなら〈共〉ではなく〈協〉でなければならない。

（４）行政－共同（公共）－私

〈公－共－私〉の三分法と意図を共有しつつ、〈公共〉と〈公〉とを区別し、事業を運営するセクターを明確化するのが、〈行政的領域－共同（公共）－私的領域〉という三分法である¹¹。特徴のひとつは、〈公・共・私〉の三分法でいう〈公〉が行政的領域（行政セクター、government）と表現され、サービスの提供や事業の計画・展開の主体が具体的に明示されたことである。もうひとつは、それとともに、〈公－共－私〉の三分法の〈共〉の位置に〈公共〉が位置づけられたことである。これはたんに表現の違いではなく、〈公共〉の定義にかかわる重要な相違点である。すなわち、国家・自治体の活動を〈公共〉とするのではなく、市民が共同しながら社会的課題の解決に取り組む活動や組織が〈公共〉と定義づけられている。その点で、〈行政・公共・私〉という区分は〈公・共・私〉よりも〈公共〉とは何かを正確に表現している。

この視点から見ると、「共同グループ」と名づけられたグループは〈公共性〉を体現したグループであるということが出来る。そうだとす

ると、学級総会で編成される班もそれなりに公共性（学級経営上必要とされる公共性、すなわち官的公共との違いはここではおいておく）を体現しているの、「ボランティアアソシエーション（自発的結社、voluntary association）」の方が正確であろう。

ただし、〈公-共-私〉よりも〈行政-共同（公共）-私〉という区分は、サービス提供主体を正確に表現し、官=行政=公に公共を独占させるのではなく、市民のボランティアな活動のなかに公共性を見出そうとしているのであるが、「ガヴァメンタルなものやパブリックなものを明確に区別しながら、住民の自律的・主体的活動によって、公権力からパブリックなものを奪い返していくという方法論が、結果的に行政の公的責任を問うていくことの等閑視につながる可能性を同時に孕んでいる」¹²という危険性から逃れることはできない。

その点では、〈公-共-私〉という三分法と共通する弱点がある。この点の克服がないと、官=公が放棄した事業を市民ボランティアが自発的に肩代わりすることを容認してしまう。

4. 公的領域論から公共空間論へ

(1) 市民にとっての公共

ここまで〈公〉と〈公共〉との混同を見てきたが、次には〈公共性 publicness〉と〈公共空間 public sphere, public space〉との混同について検討してみよう。

その前に、〈公共〉を必ずしも権力との関係で捉えず、〈公共性〉という言葉が内包している公開性(openness)を意味する用法をみておく。たとえば〈公共の場〉とか〈公共のルール〉というような用法がある¹³。公共交通という場合は、自家用自動車(私)にたいして、事業主が自治体(公営)であるか民間であるかによらず、電車やバスをさす。このときの〈公共〉とは、駅、電車、映画館、スタジアム、デパートなど互いに見知らぬ人が集まってくる場

所、誰もが利用することができる財、そこにおいては従うことが暗黙に理解されているルールのことである。いわば「家庭の玄関の外側」はすべて〈公共〉である。このように、〈公共〉とは互いに自立した諸個人が自由に利用できる(公共空間)である。これらは政治的な決定という手続きによって運営されているわけではないので、公私二分法をあてはめると私的領域になる。

このように、権力・統治機構・官を意味する〈公〉とは異なるものとして〈公共〉を構想することが現代生活指導研究の出発点だということとはできる¹⁴。

(2) 〈公共性〉と〈公共空間〉の関連

自立した諸個人が自己の見解を自由に議論しあい、公論(public opinion)を形成したり、合意にいたりする言説空間としての〈公共空間〉あるいは〈公共圏〉という用語が頻繁に用いられるようになったのは、1990年代後半あたりからである。

生活指導実践のなかでは〈公共空間〉という用語の使い方に統一性はない。学級・班・グループを公共空間にする、学級・班・グループのなかに公共空間をつくるか、班やグループをつないで(ネットワーク化して)公共空間をつくる、公共空間としての学級・班・グループというように言われることが多い。統一性がないということは公共空間に関する共通理解がえられていないということである。学級・班・グループのなかに公共空間をつくるという考え方と、学級・班・グループを公共空間にするという考え方ではかなり異なる。

さきに〈公共〉とは互いに自立した諸個人が自由に利用できる〈公共空間〉であると述べておいたが、よく議論の遡上にのぼせられるのは、自立した諸個人が自己の見解を自由に議論しあい、公論(public opinion)や合意を形成する言説空間という定義である。こうした公共空間論についてもっとも影響力をもったハーバーマ

スの議論においては、言説空間としての公共空間（公共圏）はまず私的領域（市民社会）において「文芸的公共圏（空間）」として発生し、私的領域と公的領域（国家）とを媒介し、公的領域を問題化することで「政治的公共圏（空間）」に転化するものである¹⁵。

これにたいして〈公共性〉という場合は、ある事業がもっている人々の共通の利益の実現や権利保障という事業の性格をさす。全生研第47回大会基調提案は、〈公共〉をめぐる政策や理念、議論のテーマ、取り組みの課題については〈公共性〉を用い、どういう関係性を築いていくかについては〈公共空間〉を用いており、混乱はみられない。しかしながら〈公共性〉と〈公共空間〉との間にどういう関連があるかという点には立ち入って述べていない。

〈公共空間〉が「自由な言説空間」という程度の認識で語られるとき、そこに参加する人間はどういう人間なのか。おそらくその回答は市民なのであるが、では市民とは何なのか。また、「自由な言説空間」である〈公共空間〉で議論される内容は、なんでもよいというわけではない。議論され取り組まれる内容やテーマがもつ〈公共性〉を欠落させてはならない。

5. コミュニカルマター パブリックイシュー 共通課題と公共的争点

ここまでの検討を整理しておこう。

- ①公的領域－私的領域という公私二分法では、〈公共〉が権力・統治機構・官を意味する〈公〉と同じように用いられている。
- ②生活の共同化に関する議論のなかで、〈公共性〉は権力機構に独占されるべきものではなく、人びとの生活の共同性を踏まえたものであること、すなわち国家的公共性ではなく市民的公共性であることが主張された。
- ③〈公－共－私〉というサービス提供主体及びその活動領域の三分法は、〈公共〉を〈公〉と〈共〉に分割し、〈共〉の独自の存在意義をクローズアップさせつつ、〈共〉もまた公共性を

担う主体であることを主張する点に意義がある。ただし〈公〉と〈公共〉の区別には成功しておらず、〈公共〉の所在地が不明である。

④〈行政－共同（公共）－私〉という三分法は、〈公〉と〈公共〉を〈行政〉と〈共同〉というセクターで区分し、〈公〉と〈公共〉との違いを鮮明にした。しかし、そのことによって、公（官、行政）が担うべき〈公共〉という視点が欠落する危険性が生じる。

⑤〈公共空間〉論は、私的な領域での市民の自由な言論活動の空間と定義することで、〈公共〉を権力・統治機構（行政・機構）から切り離すことに成功し、〈公共〉なるものがどこで発生するかを明らかにしたが、〈公共空間〉で語られるべき言説内容や合意の上取り組まれる事業の性格としての〈公共性〉という視点は無い。

以上のような〈公共〉をめぐる議論の整理をふまえるならば、まず、事業の性格としての〈公共性〉と〈公共性〉のある事業を担う組織とが区別されなければならない。

さて、〈公共性〉は〈共同性〉を踏まえるべきものであった。つまり、〈公共〉の基底には〈共同（communal）〉があるということである。

共同とは、それを意識するかしないかにかかわらず、一定の範囲の人々の間では共通にかかわりのあるという出来事や物事や財がもっている性格、すなわち〈共同性〉である。たとえば、地域の、通学路の安全、遊び場・溜まり場の有無、除雪、災害、まつり、国・国際レベルでの雇用、平和、安全保障、開発、貧困、保健、学校・学級ではいじめ、暴力、規則、行事、等々は、その問題の重大さ、重要さの認識や感じ方に違いはあっても、一定の範囲の人々の間での共通のことがら、共通課題（communal matter）である。

共通課題は、極端に言えば誰もその必要性や重要性を認識していなくても、取り組まなければならない課題である。いわば潜在的な課題で

ある。この潜在的な共通課題について、誰かが個人または個々の家庭の自助努力(self-help)では解決できない問題として発議し問題提起することで、潜在的な共通課題は公共的な課題(public problem)として顕在化する。また課題についての認識や取り組み方などについて相違点が出てきた場合は、公共的な課題は公共的争点(public issue)に転化する。

強調すべきは、一定の人びとにとってそれを解決する必要性や有用性が自覚的に共有されている課題あるいは争点ということである。それを備えた活動が公的な活動である。総会による決定という手続きをもって〈公〉的というのは正しくない。たとえ〈公〉的と呼んだとしても、その〈公〉は人々の時間や空間の共有を意味するパブリック(public)な〈公〉ではない。ある機関によって(それが国、自治体、協会、自治組織であるかを問わず)権威づけられ認定されたという意味でのオフィシャル(official)な〈公〉である。また総会による決定によって編成された班や選出されたリーダーを公的な班(グループ)、公的なリーダーと呼ぶとしても、このときの〈公〉もパブリック(public)な〈公〉ではない。したがって公的な班と呼ぶより、フォーマル(formal, 公式)な班、フォーマルなリーダーと言う方が的確であろう。

6. 個人の問題とみんなの問題

〈公共性〉を公共的な課題ととらえるとき、個人の問題(私的トラブル)をみんなの問題(公的な争点)にしていくという実践を思い浮かべることができる。

一人の問題をみんなの問題にしていくということは新しい視点ではない。かつて一人の問題(私的トラブル)を公的な争点にしていくことは「討議と決定にもとづいて集団的に取り組む」というスタイルが進められて、「みんなの問題」とか「全体の問題」という場合は、「いい子」が「問題児」の面倒を見る(隣の席に座

る、世話をする、注意をする…)という構図、すなわち「取り組む側vs取り組まれる側」という政治的境界線がひかれていたのではないかと。これは「取り組まれる側」の被差別性だけが問題なのではなく、「取り組む側」には相手と自分との間に何らかの共通性を見出すのではなく、たんなる道徳的義務感によって強制され、差別性を再生産することになるということも問題である。だから、藤本卓の「討議と決定にもとづいて要求行動を通して問題解決に迫る……。ところがこの回路では、子ども・青年のかかえる問題の芯を揺ることができない。そして、肝心の公的世界が豊かに拓かれてはこない…。」「そもそも〈パブリックな世界〉が、もっぱら討議と決定や要求行動といった行爲類型に係留されるのは、自明のことなのか。決してそうではあるまい」¹⁶という指摘は非常にリアリティに富む。

以下、鈴木和夫「Tという子と子ども集団づくり」に即して考えてみる。

鈴木は、Tの事件、M子からの聞き取りをへて、指導方針のひとつに「トラブルのなかに潜む政治性を子どもたちと一緒に読み解き、民主的な関係をつくる」をあげる¹⁷。

アスペルガー傾向をもつ6年生のTは2年のときに転校してきて以来、「問題児」扱いされ、排除され続けてきた。クラスの他の子どもたちはTの「暴力的な表出につき合い、安定した気分で生活を送ってはいない」、Tだけが排除されて孤立しているのではなく、多くの子どもが「群れはするがバラバラ」と鈴木は紹介している¹⁸。

鈴木はT及びTとよくトラブルを起こすEやYと個別に対話していく。Tとの対話のなかでTは「なにをするかわからなくなる自分が怖い、自分が嫌い、誰だってぼくのことを嫌い」と告白する。同じようにYやEたちのグループとも対話する。そのなかでもでてきたのが「自分自身が怖い」ということである。「案外同じことでみんなも悩んでいる。でも、だから暴力的でもい

いということにはならないよな」と、トラブルを起こすメンバーたちがもつ共通の発達課題(悩み)を確認していく。

一人の問題をみんなの問題にするというのは、多くの人間が共通に抱えている問題が一人の問題として表出しているということ、表出の仕方は違うが抱えている問題は同じであることを確認することから始まる。換言すれば、他者のなかに自己を、自分のなかに他者を発見することである。

この点についての鈴木スタンスは明確である。子どもたちにとって「グループで起きる問題やトラブルは、“学級”の問題でありながら、私事(わたくしごと)」、「学級全体で『読み解き』をせずに、TとS男だけの問題、TとY男のだけ問題として処理してくれたほうが、子どもたちにとっては、むしろ都合がよかったのである」、「学級を舞台にして起きるトラブルやもめごとは、その当事者間の問題であり、かぎりなく私事化され、個別化され、Tなどのように孤立化されていく」¹⁹、「子どもたちにとっては、Tの問題はTの私事(わたくしごと)なのだから、学級という自分たちをふくめた公共の問題ではない。また、子どもたちのすべてのことはやはり私事で、公共の問題とされることは好まない」、「この学級では、パブリックは学校が設定したカリキュラムにそって実施されている授業、それ以外はすべて私事」²⁰と分析する。

トラブルやもめごとを「私事化」「個別化」し、自分とは無関係の問題とし、問題を表出させる者と自己の間に線をひいたり(排除、差別)、^{コミュニアルマター} ^{パブリックプロブレム} 共通課題を公共的な課題として顕在化させ解決する当事者になることを忌避し、問題解決を官(教師)の側に委ねてしまっているという状況に、政治的、社会的状況を発見することができる。だから、トラブルメーカー間での対話や討論、学級での討論(読み解き)をとおして、トラブルやもめごとのなかに共通に抱える問題を見出し、取り組むべき課題(公共的課

題)を明らかにし、子どもたちをその解決の担い手にしようとしているのである²¹。

7. 公共的課題を扱う公共空間

今見てきたように、〈公共〉なるものは、一定の人びとの間で共有される課題や事件がもつ性質であり、実践的には潜在的な共通課題を対話・討議・討論をとおして公共的争点として顕在化させていく。それを誰が担うかということとは別の問題である。〈公-共-私〉や〈行政-共同-私〉という三分法を仮に採用したとすると、顕在化した^{パブリックイシュー}公共的争点を誰が(どのセクター)がどのように担うかが次のテーマになる。公的セクターや行政セクター(すなわち教師)が取り組むから公共的(官的公共)であるとか、子どもたちが取り組むから共同的あるいは公共的というわけではない。

次に、^{パブリックイシュー}公共的争点と公共空間との関係である。一般には、自立した諸個人の自由な言説空間が公共空間である。しかし自立した諸個人の自由な言説空間では必ず公共的課題が扱われるとは限らない。たとえば市場は自立した諸個人が自由に私益を追求することが保障された空間である。だからといって市場を公共空間と呼んでいいのか。「ルールなき資本主義」と言われるように、現代資本主義社会は、自立した諸個人(資本家、企業家同士、あるいは近年で資本家と労働者をも労使関係としてではなく、自立した人間の関係、すなわちビジネスパートナーであるという主張さえある)で、相手をだましたり力でねじ伏せたりしていく弱肉強食の社会である。弱者保護のルールの解体の主張(たとえば労基法改正、人事院勧告など)も自由な言説であろうが、特定の個人・グループが利をえて、特定の個人・グループが利を損なうようなとりきめがなされる空間は公共空間たりえない。

公共的課題や公共的争点を私益をこえて議論するがゆえに公共空間たりうるのである。みん

なが共通に抱える問題(communal matter、自分が怖い、孤立…)を解決するために具体的な公共的課題や公共的争点を立ち上げ取り組んでいく場が〈公共空間〉である。

8. まとめと課題—公共空間の発生と展開

すでに指摘したように、生活指導においては公的集団(活動)と私的集団(活動)という用語が使われてきた。そして生活指導は長く公的な集団(活動)を重視してきた。私的な集団(活動)はそれを指導しないと、公的な集団(活動)の指導ができないという事情で指導の対象とされることが多く、私的な集団(活動)それ自体の価値は相対的に高くはなかった。

しかしながら、市民的公共は私的領域のなかで成立する公共空間であるという点がもっと強調される必要がある。ハーバーマスによると、私的領域のなかに私生活圏と民間人の市民的「公共空間」があり、前者はさらに「狭義の市民社会」と「家族の親密圏」とからなる。市民たちが職種を越えて、文化や経済について語る空間として市民的公共空間は始まり、政治を話題とし、公権力に対峙するにつれて政治的公共空間が成立する。公共空間は私的領域において形成され、公的領域に属する権力と対峙することで政治的公共空間が成立するという筋道を確認しておきたい。

さらに、ハーバーマスは後年、市民社会やそこでの市民運動やアソシエーションも公共空間の担い手として位置づけなおすとともに、市民運動やアソシエーションに普遍性をもたせるために、それらが自足的な活動に終始するのではなく、政治的公共空間を経て、公的領域での法制定に影響を与えるようになっていく筋道を構想する。

こうして公共空間は、自立した諸個人や彼ら／彼女らによってつくられたアソシエーションが、意見や態度を形成するために議論しあう場、そのためのネットワークとされる。そして

それはたんに議論の場ではなく行動の場でもある。また、既述のように、それらは公的な領域での法制定の影響を与えるものに展開していくことが期待される。さらに公共圏は単一ではなく、生活世界に応じて領域的、機能的に幾重にも存在する。

この点で、私的な活動よりも公的な活動に価値があるという考え方を破棄し、私的な個人たちが自発的に集い、討論し、実践し、交流しあう空間を多様に形成し、それらをネットワーク化しつつ、学校のありよう、社会のありようを問うていく政治的公共空間の形成とそれを担う組織づくりを進めていく必要がある。

注及び引用文献

- 1 両者を厳密に区別しようとする議論もあるが、両者ともに〈公共〉という用語で形容可能な空間に関する議論であることは間違いない。本稿では〈公共空間〉で一括しておく。
- 2 山口定「新しい公共性を求めて」同編『新しい公共性』有斐閣、2003年。二宮厚美「現代国家の公共性と人間発達」池上惇、二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』桜井書店、2005年。この批判は斉藤純一『公共性』岩波書店 2000年にも向けられている。さらに付け加えるならば〈公的世界〉という言い方もあるが、これは〈公的領域〉のことを言うのか〈公共空間〉のことを言うのかがわからない。
- 3 全生研47回大会基調は「『公』の国家による独占」と表現している。ただし言葉の正確な用法としては、「『公共』の国家による独占」と表現すべきであろう。
- 4 代表的なのは1980年代の城丸章夫、竹内常一、遠藤芳信。これらの議論の詳細は山本敏郎「自治的集団の基本構造—集団づくりにおける『自治』と『交わり』のカテゴリーの検討をとおして」日本生活指導学会『生活指導研究4』 明治図書 1987年。

- ⁵ 石田雄『自治』三省堂 1998年。
- ⁶ 子どもや親を営造物利用者と見る営造物利用者論をとりながら、利用者に営造物のメインテナンス（管理）としての学校掃除を課すのは理論上大きな矛盾である。
- ⁷ 〈公〉と〈私〉の間にある〈共〉、〈公〉と〈私〉両者を浮かべる基質としての〈共〉を生活指導研究においてもっとも鋭くかつ集中的に論じたのは、藤本卓「共同の世界に自治と集団の新生をみる—〈公〉でも〈私〉でもない〈共〉と〈協〉について—」『高校生活指導』104号 明治図書 1990年。この論文は〈公〉・〈私〉・〈共〉・〈協〉を考えるためのもっとも基本的な、出発点に位置づけられる論稿である。
- ⁸ 拙論「自治と共同の学校を創るために」『生活指導』No.512 明治図書 1997年5月号。この拙論においては、共同は組織的活動としての自治にたいする非組織的な活動や関係を表わすのではなく、第一義的には民間非営利部門である共同セクターから発想されたものであり、共同セクターとしてくくられる事業体の活動や組織方法にかかわる思想や方法を表現するものと指摘している。
- ⁹ サービス提供主体としてみることと、事業の性格からみることとの矛盾は、〈共同〉にもあてはまる。事業の性格としての共同性か、民間非営利部門としての共同セクターかというふうなのである。
- ¹⁰ これは公共圏は私的領域において人びとが共通の課題をめぐって意見を交わしあい、協同して取り組む圏域として発生するというハーバーマスの議論と符合する。
- ¹¹ 代表的な論者は西尾勝「分権改革による自治世界形成」、大森彌「身近な公共空間」西尾勝ほか編『自治から考える公共性』東京大学出版会 2004年。
- ¹² 小林繁「“自治”と“公共性”をめぐって」社会教育基礎理論研究会『自治の創造と公共性』雄松堂出版 1990年 16頁。
- ¹³ 用語問題としては「公の場」とか「公式のルール」という言い方もある。この場合の〈公〉とか〈公式〉も、国や自治体が設定した場やルールを言うこともあれば、「玄関の外側」や任員の団体がつくったルールをさすこともある。
- ¹⁴ 代表的な研究物としては、山口定ほか編『新しい公共性』有斐閣、2003年、西尾勝ほか編『自治から考える公共性』東京大学出版会 2004年。
- ¹⁵ ハーバーマス著、細谷貞夫ほか訳『公共性の構造転換 第2版』未来社 1994年。本書タイトルの「公共性」のドイツ語原語 *Öffentlichkeit* は、「公共圏」あるいは「公共空間」と翻訳されるべきであったという指摘されている。英訳本は *public sphere* である。
- ¹⁶ 藤本卓「前掲論文」9頁。
- ¹⁷ 鈴木和夫『子どもとつくる対話の教育』2005年、山吹書店、16頁。
- ¹⁸ 『同上書』15頁。
- ¹⁹ 『同上書』34~35頁。
- ²⁰ 『同上書』58頁。
- ²¹ これは全生研47回大会基調提案（2005年）の用法に従えば、「『事件』の公共性」への着目である。たとえば中川拓也実践（中2）の扱い方である。「明がドリルを早くすませた隆夫を『ガイジ』呼ばわりし、そのとき隆夫がキレていすを振り上げたことがわかった。中川は、この『事件』のもつ公共性に着目して、クラスの紙上討論を進めた。……このような紙上の意見交換が公論の空間をつくり、を浮き彫りにした」、「子どもたちが〈生きづらさ〉を対象化しつつ、その潜む公共のテーマを学びとして立ち上げていく」、「『事件化』される私的問題にはどのような共有すべき問題が生起し、それをめぐる対話がそれらのもつ普遍的価値をどのように顕在化させているか、これらの公論をリードしている価値とは何か…」という叙述もある。